

援助内容の詳細

(※ ■については、不可。なお、□であっても、介護保険や障害福祉サービスの利用対象となる同居家族への援助は、当該制度を優先して利用していただき、この事業での援助は対象外となる。)

(1) 家事に関するもの

〈原則として、日常生活上の家事の援助が対象。大掃除等の一時的な家事は援助の対象外。〉

ア 食事の準備及び後かたづけ

- ☐ 調理
- ☐ 配ぜん・かたづけ・テーブル拭き・皿洗い

イ 衣類の洗濯、補修

- ☐ おむつの洗濯（手洗い）
- ☐ 洗濯機を回す、物干し
- ☐ 洗濯物をたたむ、洗濯物のタンス等へのかたづけ
- ☐ アイロンがけ、裁縫（ボタン付け等）

ウ 居室等の掃除、整理整頓

- ☐ リビング・居間・寝室・台所の簡易な掃除、窓ふき
- リビング・居間・寝室のエアコンの掃除
- ☐ 新聞・雑誌等の簡易なかたづけ
- ☐ トイレ・風呂・洗面所の簡易な掃除
- ガスコンロ・シンク・冷蔵庫等の掃除
- ☐ 玄関・ベランダの軽易な掃除
- 庭の掃除・水まき

エ 生活必需品の買い物[公共交通機関に要した実費は利用者負担。]

- ☐ スーパー、コンビニなどでの食材・日用品の買い物
- 出産祝いのお返しの買い物、その他日常生活必需品以外の買い物

オ その他必要な家事援助

- ☐ 郵便局・ポストへの郵便物の持込み
- 銀行への振込み、引き出し等
- 区役所・税務署等への申告等
- 自動車の給油・洗車
- ペットの世話
- ☐ 利用者の布団を干す

(2) 保育及び育児に関するもの

〈居宅内で行う援助が対象で、また、児童とヘルパーだけの場所での援助は対象外。ただし、*は例外的に援助の対象とする。〉

ア 授乳・食事介助

- ☐ 湯沸し・ポット等への移し替え
- ☐ 粉ミルク調合
- ☐ 哺乳瓶の洗浄・煮沸・煮沸後のかたづけ

イ おむつ・衣類交換

- ☐ おむつ交換
- ☐ ベビー布団の用意・かたづけ
- ☐ 乳児の着替え

ウ 沐浴・入浴介助

- ☐ ベビーバスの用意・かたづけ
- ☐ 沐浴介助
- ☐ 乳児のふき取り

エ 児童の兄弟（児童）の世話

- ☐ 兄弟（児童）の遊び相手（居宅内）
- *☐ 兄弟（児童）の保育園・幼稚園への送迎[徒歩又は公共交通機関の利用に限る。]
- 兄弟（児童）の病院の付き添い
- 兄弟（児童）とヘルパーだけの外出

オ その他必要な育児援助

- ☐ エアコンの温度調節、窓あけ・カーテンによる室温調節
- ☐ ベビー布団を干す
- ベビーベッド、乳児用玩具の組立て取付け等